

- 本市の施策（基幹センター、緊急一時保護事業など）と、拠点機能の一部を担う登録事業所とが相まって地域生活支援拠点等を面的に整備
- 多くの事業所が登録することで、緊急時の円滑な対応や地域移行の一層の推進が期待され、地域生活の安心につながることから、登録事業所の増加に向けて取り組み中【R8年2月現在 登録事業所数：53か所(13区)】
- 一方、今年度は緊急一時保護事業1件、夜間・休日等緊急時支援事業1件の利用あり。サービスを利用していたが、主に介助を担っていた家族が急病等で不在となった際の支援体制ができていなかったため、緊急時に適切な支援につなぐことに苦慮するケースが見受けられた
- さらに、サービス利用等につながっていないケースなど、介助者不在となった際に適切な支援につながらない潜在的なケースがあるのではないかと推察される

緊急時に備えた支援体制

※災害発生時の対応や虐待対応については、別途スキームが整備されている

サービス利用等につながっている世帯

→ 緊急時を想定した日ごろからの備え

- ・計画相談支援事業所からの働きかけ
- ・緊急時の受け皿の確保

家族等の介助を受けて生活しており、日常生活においてサービス利用の必要性を感じていない世帯

→ 緊急時の支援が困難

(リスクが高いと思われる例)

高齢の親が重度の障がいのある成人の子を介護しており、さまざまな働きかけにもかかわらず、サービス利用に無関心、拒否的な状態であるケース

※緊急時に、サービスにつながっていない人を支援することに関する課題

- ・緊急の事態が起きていることを早期に発見し、支援につなげることが難しい
- ・短期間で本人の状態像を把握することが難しい
- ・少ない情報の中、適切な支援の提供について検討・判断することが難しい
- ・本人が支援を受けることに不慣れなため、不安につながる など

国の示す「相談」機能

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

緊急時への備えに特化した新たな登録の仕組みを検討

日常のサービス利用を必要としない人が介助者不在となる事態に備えることができるほか、現時点でサービス利用に無関心・拒否的なケースであっても、介助者不在となる事態への備えが必要であることは理解されやすいため、つながりづくりのハードルを下げた安心感を担保しつつ、円滑な支援に向けて事前の備えをすることが期待できる